

家計あんしん相談



日時：第1木曜日(1回50分)

①11:00-11:50、②13:00-13:50、③14:00-14:50

※4月及び10月については第1、第3木曜日

場所：市役所本庁舎2階 市民相談課相談室
(消費生活センター)

相談方法：来庁(予約制)

相談員：ファイナンシャルプランナー

「毎月の家計を見直ししたいがどのようにすればよいのか」「現在の生活状況で住宅を購入して大丈夫か」「老後のためにどれくらい貯金をすればいいのか」など、家計に関するお悩みはありませんか？

市民相談課消費生活センターで実施している家計あんしん相談では、家計管理の専門家であるFP（ファイナンシャルプランナー※）が相談に応じ、市民のみなさんの健全な家計管理の実現をお手伝いします。

より詳細で適切な助言をするために、みなさまに事前に「データ記入シート」を記載・提出していただき、FPが相談内容に応じてアドバイスします。



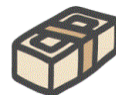
保険の見直し



ライフプラン



各種ローン



教育資金



毎月の家計



※ファイナンシャルプランナー：相談者の収支等のデータを分析して人生設計にあわせた財産形成の立案（ファイナンシャル・プランニング）やアドバイスを行う専門家。

相談までの流れ及び問合せは裏面をご覧ください。

相談までの流れ



1

相談予約

来庁または電話にてご予約ください。
ご希望の日程と相談内容の概要を伺います。

2

データ記入シートの記載

用紙は、市HPからExcelファイルのフォーマットをダウンロードして入力していただくか、消費生活センターまで直接取りにお越しください。
(ファクスをお持ちの方は、ファクスにて用紙をお送りします)。

3

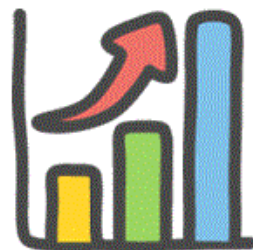
データ記入シートの提出

必要事項を記載して頂いたデータ記入シートについては、相談日の前週の火曜日午前中までに用紙を消費生活センターまで直接お持ちいただくか、ファクスまたはメールにてお送りください。※御提出の確認ができない場合、お申込みをキャンセルとして受付する場合がございます。

4

当日

相談当日はご予約いただいた時間の5分程前に、市役所本庁舎2階6番窓口市民相談課までお越しください。担当がご案内いたします。



お問い合わせ

茅ヶ崎市消費生活センター（茅ヶ崎市役所 本庁舎2階 市民相談課）

☎ 0467-81-7130 FAX: 0467-57-8388

メールアドレス: shiminsoudan@city.chigasaki.kanagawa.jp



家計あんしん相談

検索